



2026年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社広済堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 常盤 誠
(コード：7868、東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部長 井面 佳威
電 話 (03) 3453-0557

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月29日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社は、配当政策について検討したところ、より機動的に剰余金の配当等を行うことも選択肢として確保することが望ましいとの判断に至りました。これを可能とするため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるように変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）に変更を加えるほか、これらに伴う所要の変更を行うものです。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本件定款変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります)

現行定款	定款変更案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第37条 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日とする。 <u>2. 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u>
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	(削除)
(配当金の除斥期間) 第39条 (省略)	(配当金の除斥期間) 第39条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日 2026年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月29日（予定）

以 上